

障害福祉サービスの在り方等に関する意見

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
会長 田村綾子

障害者総合支援法の見直しにあたり、精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動を行う立場から、主な検討項目として示された論点に沿って以下の通り意見を申し上げます。

I 地域における障害者支援について

【論点】障害の重度化・障害者の高齢化を踏まえた地域での生活の支援についてどう考えるか。

- 障害の重度化や障害者の高齢化に伴い、様々な福祉・介護サービスの調整等を行うケアマネジメントが重要となるが、その中核的役割を担う基幹相談支援センターの必置化と財源確保が必要である。必置化に際しては、基幹相談支援センターの規模と機能には大きな地域格差があることから、人口比率に応じた人員配置基準の設定も必要と考える。
- 一人暮らしを望んでいる障害者が、チャレンジできる支援の仕組みとして利用期間を限定した通過型グループホームを制度化すべきである。通過型ホームの制度化により、地域での自立生活の機会が増えるだけでなく、より必要性の高い重度障害の方が利用しやすくなると考える。

【論点】地域での自立生活への移行や継続を支えていくための相談支援の在り方についてどう考えるか。また、地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法による参加支援や地域づくりといった観点も踏まえ、地域生活に必要な暮らしの支援（地域生活支援事業等の在り方）について、どう考えるか。

- もともと病院や施設に留まっていた障害者が地域で自立した生活ができるようにケアマネジメントが発展してきた歴史があり、地域移行は今もなおケアマネジメントの主題である。また、地域での自立生活への移行や継続を支えていくためには、地域相談支援と計画相談支援が一体的に運営されることが効果的である。そのため指定一般・指定特定の相談支援事業の管理・指定を市町村の業務とし、計画相談支援と地域相談支援を一本化することが望ましい。
- 長期在院者の地域生活への移行は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた重要な要素とされている。市町村が精神科病院を訪問し利用可能な制度の説明等を行う取り組みや、支援を実施する基幹相談支援センターや地域相談支援事業者と共同して意思決定支援も実施できる仕組みが必要である。
- 社会参加するための支援として、移動支援や日中一時支援は効果的だが、支給量に市町村格差が大きく問題になっている。個別給付化を検討すべきである。

II 障害児支援について

【論点】障害児通所支援の在り方についてどう考えるか。特に、昨今の状況変化（女性の就労率の上昇等）や、インクルージョンの観点も踏まえ、放課後等デイサービス・児童発達支援等がそれぞれ担うべき役割・機能をどう考えるか。

- 小学生については通級や支援学級と同じように、放課後も放課後児童クラブでの預

かりと放課後等デイサービスの必要な療育を一体的に実施することが可能となるようなインクルーシブな施策が必要である。

【論点】いわゆる「過剰児」をめぐる課題についてどう考えるか。(円滑な移行に向けた仕組み、支援体制等)

- 住所地の市町村と基幹相談支援の主体的関与が求められ、18歳を迎える数年前から本人の状況と意向を踏まえて18歳以降の生活場所を確保していくルールが必要である。

Ⅲ 障害者の就労支援について

【論点】短時間雇用など多様な就労ニーズへの対応や加齢等の影響による一般就労から福祉的就労への移行についてどう考えるか。

- 短時間雇用など多様な就労ニーズに対応するためには、多様な現場における障害者雇用の実現が重要となる。現在、実雇用率が低い常用労働者100名未満の企業はもとより、雇用義務がない43人以下の企業での障害者雇用の推進が必要である。このため、43人以下の企業でも障害者雇用を進めやすくなる施策(インセンティブ制度)を検討していただきたい。
- 加齢に伴う能力変化は、障害者・健常者ともにあることである。キャリアプランや働き方、合理的配慮について検討した上で就労形態は本人の希望に沿うべきであって、一般就労から福祉的就労という道だけではなく、一般就労のまま働き続けることができる仕組みが必要である。加齢等によって稼働能力の低下した障害者を安易に福祉的就労へ移行させることは、障害者を使い捨てる雇用を認める仕組みにもなりかねない。
- 健常者のキャリア形成においては、その能力変化も考慮した上で、現場業務から管理的業務への移行により、生産性が発揮される形をとっている。その一方で障害者、特に知的障害者の場合は体力以外の能力を使う仕事への転換が難しいことで、加齢に伴う能力の衰えにより、雇用の継続に関わる問題となることがある。定期的なキャリア形成のためのセルフキャリアドックの推進や、職場適応援助者等の外部専門家を活用し、継続雇用のための職務開発・職種転換をする仕組みの構築が必要である。
- また、一般就労か福祉的就労という二者択一ではなく、障害福祉サービスを利用しながら働き続けることができる仕組みも必要である。

【論点】雇用と福祉の連携強化についてどう考えるか。(雇用・福祉施策の役割分担、それぞれの課題など)

- 雇用と福祉の連携強化は「ディーセントワークの実現」という視座から検討したい。
- 精神障害者がハローワークの障害者窓口を利用する際、必須ではないにも関わらず医師の意見書が重要視されているが、職業準備性の把握について、支援機関と作成した就労パスポート等をこれに代える等の柔軟な取り扱いとしていただきたい。
- 雇用、福祉それぞれの現場に携わる相談支援専門員等の人材について、本人の希望に沿って継続的な支援ができるよう、ジョブコーチや、IPS援助付き雇用等の体系的な研修の機会を通して、支援の質の向上を図る必要がある。

Ⅳ その他

【論点】介護保険施設等を居住地特例の対象とすることについてどう考えるか。

- 施設所在自治体の負担軽減のためにも介護保険施設等を居住地特例の対象とすることが望ましい。